

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015神第12号
事故等種類	衝突（灯標）
発生日時	平成26年7月18日 11時50分ごろ
発生場所	阪神港神戸第6区（神戸空港東方灯標） （概位 北緯34°38.13′ 東経135°15.54′）
事故等調査の経過	平成27年2月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	石材運搬船 第三朝日丸、456トン
船舶番号、船舶所有者等	130789、あさひ海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷船首部から中央部にかけて擦過傷 灯標 標体の防護柵に折損及びはしごに曲損、マーキングのセンサーに折損
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、阪神港大阪区で碎石を揚げ終え、兵庫県姫路市家島へ向けて阪神港神戸区東方沖の大阪湾北部を手動操舵で南西進していた。 船長は、右舷船首方を南進している2隻の漁船を視認し、それらの船尾方を通過することとして右に変針した。 船長は、2隻の漁船が船首方を通過し、それらの船尾方に網を引いているのではないかと思い、専ら右舷船首方を観察していたところ、網を引いていないことを知り、明石海峡航路に向かうために左へ変針したところ、平成26年7月18日11時50分ごろ本船が神戸空港東方灯標（以下「本件灯標」という。）に衝突した。 船長は、海上保安庁に事故の発生を通報するとともに本件灯標の管理者へ電話連絡を行い、本件灯標から少し移動した所で錨泊した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	本船には、操舵室中央やや左舷側に、レーダー及びGPSプロッターが並べて設置されており、ふだんからこれらを作動させていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、大阪湾北部を南西進中、船長が、右舷船首方の南進する漁

	<p>船等に注意を向け、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、本件灯標に接近していることに気付かずに左転し、本件灯標に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、大阪湾北部を南西進中、船長が、右舷船首方の南進する漁船等に注意を向け、前方の見張りを適切に行っていなかったため、本件灯標に接近していることに気付かずに左転し、本件灯標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、1か所ばかりに注目せず、周囲の見張りを適切に行い、また、レーダー及びGPSプロッターを見て船位を確認すること。